

## 横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

### 1 生産緑地地区の概要

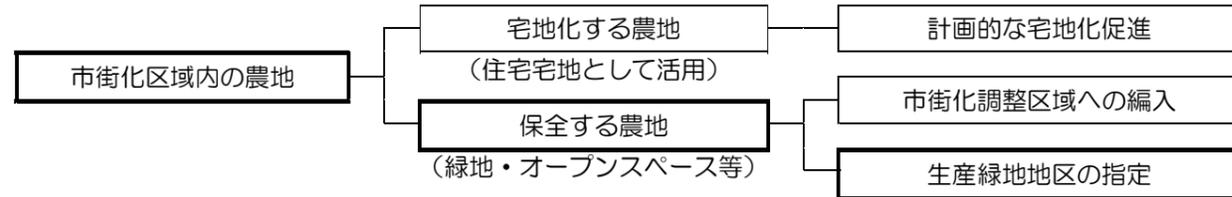
#### (1) 生産緑地地区とは

市街化区域内にある農地等が持つ緑地機能や多目的保留地機能に着目し、生産緑地法に基づいて定める都市計画です。

#### (2) 生産緑地地区の経緯

平成 3 年に、大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等から、市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進等を目的として、生産緑地法が改正されました。

具体的には、市街化区域内の農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、保全する農地については、緑地・オープンスペース等として計画的な保全が図られるように、市街化調整区域への編入又は生産緑地地区の指定を行うことされました。



#### (3) 生産緑地法による指定条件（生産緑地法第 3 条）

市街化区域内にある農地等のうち、次の条件を全て満たすもの

- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500 m<sup>2</sup>以上の規模であるもの
- ③ 農林漁業の継続が可能な条件を備えているもの

### 2 本市の指定状況等

本市では、平成 4 年の生産緑地地区の当初指定から指定基準を定め、保全すべき農地を生産緑地地区として指定しています。

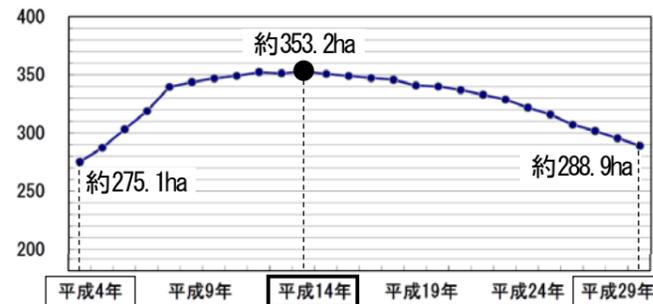
#### (1) 本市の指定基準

- ① 緑地機能の補完、② 公共施設用地の確保、③ 既存の生産緑地と一体化、④ 街区公園の効果、⑤ 災害対策の観点 など

#### (2) 指定状況及び指定面積の推移

市街化区域内の農地面積	うち生産緑地地区の指定面積	指定割合
約 513.7ha	約 288.9ha	56.2%

(生産緑地地区：平成 29 年 12 月 5 日時点)



### 3 生産緑地法改正の概要

近年、都市内の貴重な緑地空間として都市農地の保全の重要性が高まっており、都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月閣議決定）」において、**都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けを転換することとされました。**

その具体的な施策として、都市農地の保全・活用を推進していくため、生産緑地法が改正されました。  
(平成 29 年 5 月 12 日公布、平成 29 年 6 月 15 日施行)

#### (1) 生産緑地地区の面積要件の引下げ

これまで一律 500 m<sup>2</sup>とされていた**生産緑地地区の面積要件の最低限度を、300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の範囲内において、各自治体が条例で別に定めることが可能**になりました。

#### (2) 生産緑地地区における建築規制の緩和

従来、農林漁業を営むために必要な施設（生産・集荷施設や生産資材の貯蔵・保管施設等）に限定されていましたが、農業者の収益性を高める直売所、農家レストラン等の設置も可能になりました。

#### (3) 特定生産緑地制度の創設

指定から 30 年経過する生産緑地について、30 年経過前に土地所有者等の同意を得て、特定生産緑地に指定する制度が創設されました。これにより、買取り申出可能な始期が 10 年間延長されます。  
(繰り返し 10 年の更新が可能。)

### 4 本市の対応

今回の生産緑地法の改正を受け、生産緑地地区の面積要件について、営農面で効率的な耕作が可能な規模や市街化区域内の緑地機能の補完の観点等から、本市の指定基準にも照らし合わせた検討を行い、**生産緑地地区の面積要件の最低限度を 300 m<sup>2</sup>に引き下げることを目的とした条例を新たに制定**します。

#### (1) 条例の名称

横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

#### (2) 施行日

公布の日

### 5 条例制定による効果（面積要件の最低限度を 500 m<sup>2</sup>から 300 m<sup>2</sup>に引き下げる効果）

- 本市において、市街化区域内の農地のうち 300 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満の農地は約 30ha あり、生産緑地地区の追加指定が一定程度見込まれ、**市街化区域内の農地の更なる保全が期待**されます。
- 道路事業などにより農地が一部削られ、500 m<sup>2</sup>を下回ることとなる生産緑地地区を救済することができます。